

JPM新興国毎月決算ファンド

(愛称:あいのり)

追加型投信／海外／資産複合

2025.12.10

この目論見書により行うJPM新興国毎月決算ファンド(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)(以下「金融商品取引法」といいます。)第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月10日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2025年6月11日に生じています。

委託会社

[ファンドの運用の指図を行います。]

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第330号
 設立年月日 1990年10月18日
 資本金 2,218百万円(2025年10月末現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額
 60,636億円(2025年10月末現在)

照会先

TEL : 03-6736-2350

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

HPアドレス : am.jpmorgan.com/jp

受託会社

[ファンドの財産の保管および管理を行います。]

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、左記の委託会社のホームページで閲覧できます。
- 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、左記の委託会社のホームページに掲載されており、ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されています。
- 請求目論見書は、ご請求により販売会社が交付いたします。
- 請求目論見書の交付をご請求された場合には、その旨を記録してくださいます様お願いいたします。

○本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続を行います。

○ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産(投資信託証券 (資産複合(資産配分変更型 (債券、株式))))	年12回 (毎月)	エマージング	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス: <https://www.toushin.or.jp/>

ご購入に際しては、本文書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

実質的に現地通貨建て新興国ソブリン債券等に80%、BRICS5の株式等に20%投資することを基本組入比率とし、市場見通しに応じて基本組入比率から概ね±10%の範囲で随時調整することにより、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、信託財産の中長期的な成長を目指すことを目的として運用を行います。

現地通貨建て新興国ソブリン債券とは、新興国の政府または政府機関が、その国の通貨建てで発行する債券です。政府機関が発行する債券とは、元本および利息の支払いについて政府保証の付いたものです。(以下同じ。)新興国については、下記「新興国とは」をご参照ください。

配当等収益とは、ファンドが実質的に受領する債券の利息および株式の配当金を主とする収入をいいます。(以下同じ。)

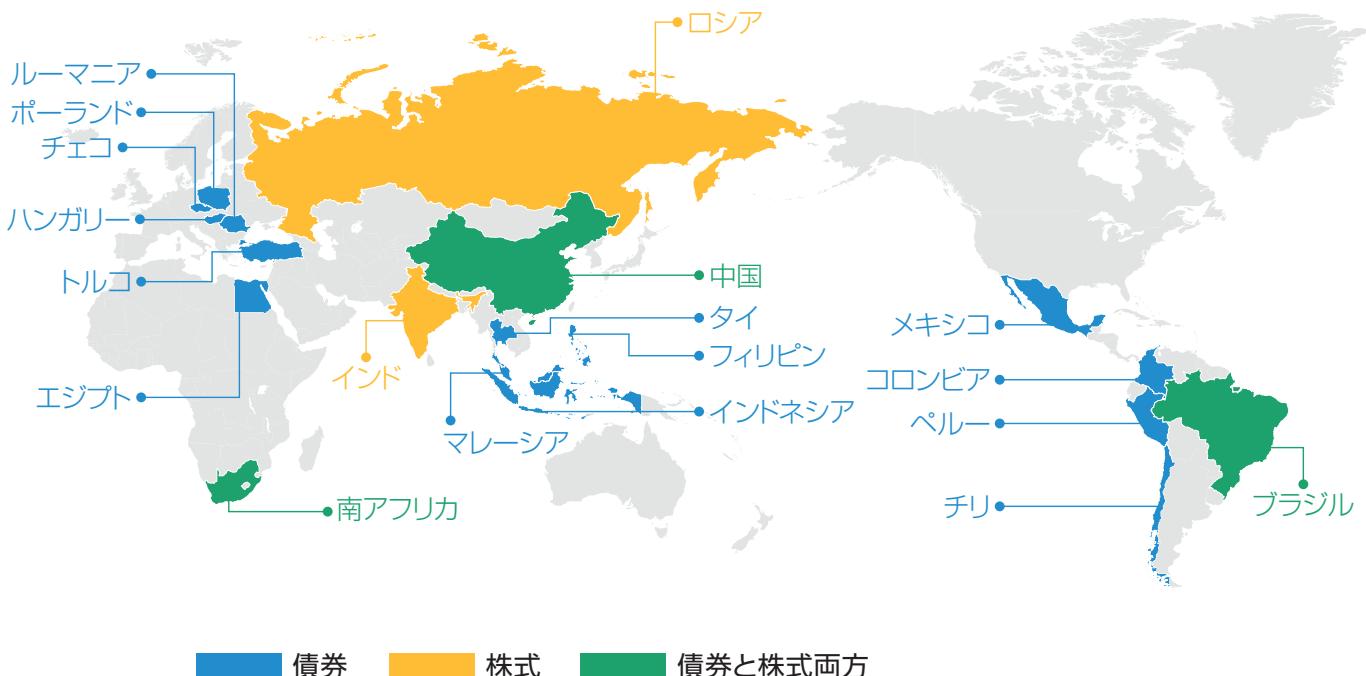
新興国とは

国内経済が成長過程にあると判断される国をいいます。例えば、ポーランド、南アフリカ、ブラジル、メキシコ、インドネシア等です。

BRICS5とは

ブラジル、ロシア、インド、中国に南アフリカを加えた中長期的に高い経済成長が期待される新興5カ国を指します。

<投資対象国(2025年9月末現在)>



出所: J.P.モルガン・アセット・マネジメント

ファンドが実質的に投資している国を記載しています。投資対象国は将来変更されることがあります。

ファンドの特色

- 1 現地通貨建て新興国ソブリン債券等を投資対象とする新興国債券マザーファンド*1およびBRICS5の株式等を投資対象とするBRICS5株式マザーファンド*2を投資対象とします。

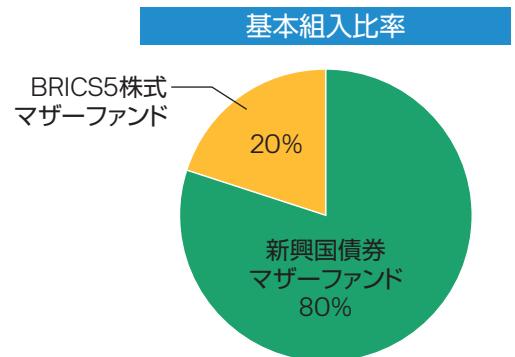
*1 GIM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

*2 GIM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

- 2 新興国債券マザーファンドを80%、BRICS5株式マザーファンドを20%組み入れることを基本組入比率とします。

各マザーファンドの投資対象市場に対する見通しに応じて、基本組入比率から概ね±10%の範囲で随時調整します。

(注)資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、基本組入比率から概ね±10%の範囲を超えた調整を行うことがあります。



ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。



*ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

3

各マザーファンドの特徴は以下のとおりです。

<新興国債券マザーファンド>

運用の基本方針	安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつ信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
主要投資対象	現地通貨建て新興国ソブリン債券です。
運用プロセス	<p>① 新興国各国の財政状況、金融政策等の各国個別の要因、および世界経済の成長性、主要国の金融政策等のグローバル要因に関する情報をもとに、債務を返済する能力、経済改革の進展度合い、総合的な信用力等、新興国の信用力を分析します。</p> <p>② ①で分析された各国の信用力に債券の市場価格(利回り)を考慮したうえで、各市場への資金の流入出、市場間の連動性等の市場要因を加味して検討し、国別配分を決定します。具体的には、割安と判断する国(信用力から見て利回りが高い国)の債券を多く組入れます。</p> <p>③ 割安度、流動性等を勘案して、投資銘柄を選定します。</p> <p>④ ②・③の結果を踏まえ、選定した銘柄に投資します。投資する債券の75%以上は、新興国の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとします。また、投資する債券の格付の平均は、BB-格(S&P社)またはBa3格(ムーディーズ社)相当以上となるようにします。</p> <p>格付とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表したもので、S&Pグローバル・レーティング(S&P社)、ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(ムーディーズ社)等の格付機関(当該格付機関のグループ会社を含みます。)が付与します。</p>

ボンドコネクトを通じて中国本土で発行された債券への投資を行うことがあります。ボンドコネクトについては後記2. 投資リスクをご参照ください。
(注)円以外の通貨間での為替変動による影響を抑えるため、円以外の通貨間で直物為替先渡(NDF)取引等を使い為替ヘッジを行うことがあります。直物為替先渡(NDF)取引とは、新興国等の取引規制が多く流動性が低い通貨の受渡しを行わず、取引レートと決済レートとの差額を米ドル等の主要通貨によって決済する為替取引のことをいいます。

<BRICS5株式マザーファンド>

運用の基本方針	信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
主要投資対象	BRICS5のいずれかで上場または取引されている株式です。
運用プロセス	<p>① BRICS5力国の経済や市場動向の予測・分析、通貨の分析等に基づき、各国の投資魅力度を5段階に評価し、それを参考として、基本資産配分(BRICS5力国に各20%ずつ投資)からの乖離度(±10%の範囲)の方向性を確認します。</p> <p>資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、基本組入比率から概ね±10%の範囲を超えて乖離することがあります。</p> <p>② 投資対象企業の調査結果により、定性的な投資魅力度(企業の持続的成長力)や株価の長期的な視点からの割安度・割高度に着目した分析を行い、事業の投資魅力度を評価し、各企業を格付けします。</p> <p>③ 業種分散や流動性等の観点から当マザーファンド全体のリスクを総合的に勘案し、①で確認した基本資産配分からの乖離度の方向性と②で行った個別銘柄分析の結果に基づいて組入銘柄およびその比率を決定し、その結果国別配分が決定されます。その際、投資対象国であるBRICS5力国のそれぞれの運用担当者の意見も参考にします。</p>

4 毎月11日*の決算時に、配当等収益を中心に分配します。また、3、6、9、12月の決算時に、ボーナス分配を行うこともあります。

ただし、いずれも必ず分配を行うものではありません。

ボーナス分配とは、配当等収益からの分配に有価証券の売買による収益からの分配を付加して分配することをいいます。

*11日が休業日の場合は翌営業日となります。

〈分配金お支払いのイメージ図〉



上記はイメージ図であり、将来の分配の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

5 原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建ての資産に投資しますが、原則として為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する(円安となる)場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する(円高となる)場合に投資成果にマイナスとなります。

6 J.P.モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

- ①JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(英国法人)に、各マザーファンドの組入比率を決定する権限を委託します。
- ②各マザーファンドの運用の指図に関する権限を、以下のとおり委託します。

マザーファンド	運用委託先
新興国債券マザーファンド	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(米国法人)
BRICS5株式マザーファンド	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(英国法人)

資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にしたがった運用が行えないことがあります。

＜追加的記載事項＞

ロシアのウクライナ侵攻により、ロシアの株式および預託証券の取引について、以下のような事象が生じています。

- ・モスクワ証券取引所において、ロシアの非居住者による株式の取引が停止されていること。
- ・各国の取引所において、ロシアの預託証券の取引が停止されていること。

上記の事象により、ファンドの運用を継続するための一時的な措置として、実質的な投資対象としているロシアの株式および預託証券の保有比率を売却や評価減により大幅に削減し、基本配分比率およびその調整範囲を満たしていない状況となっています。現在、新たにロシアの株式および預託証券に投資することは困難な状況であり、今後、上記取引の再開や市場の流動性の回復次第では、ファンドが実質的に保有しているすべてのロシアの株式および預託証券を一時的に売却する可能性があります。また、ファンドが実質的に保有しているロシアの株式および預託証券については、取引が停止されることにより流動性が失われているため価額はゼロで評価しています。

なお、上記の事象が今後も長期にわたり続く場合、ロシアの株式および預託証券への投資について、困難な状況が続くことが予想されます。

(2025年10月31日現在)

投資の対象とする資産の主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

収益の分配方針

毎月の決算時に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、原則として、繰越分を含めた配当等収益から分配金額を決定します。ただし、3月、6月、9月、12月の決算時には、繰越分を含めた有価証券の売買による収益から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

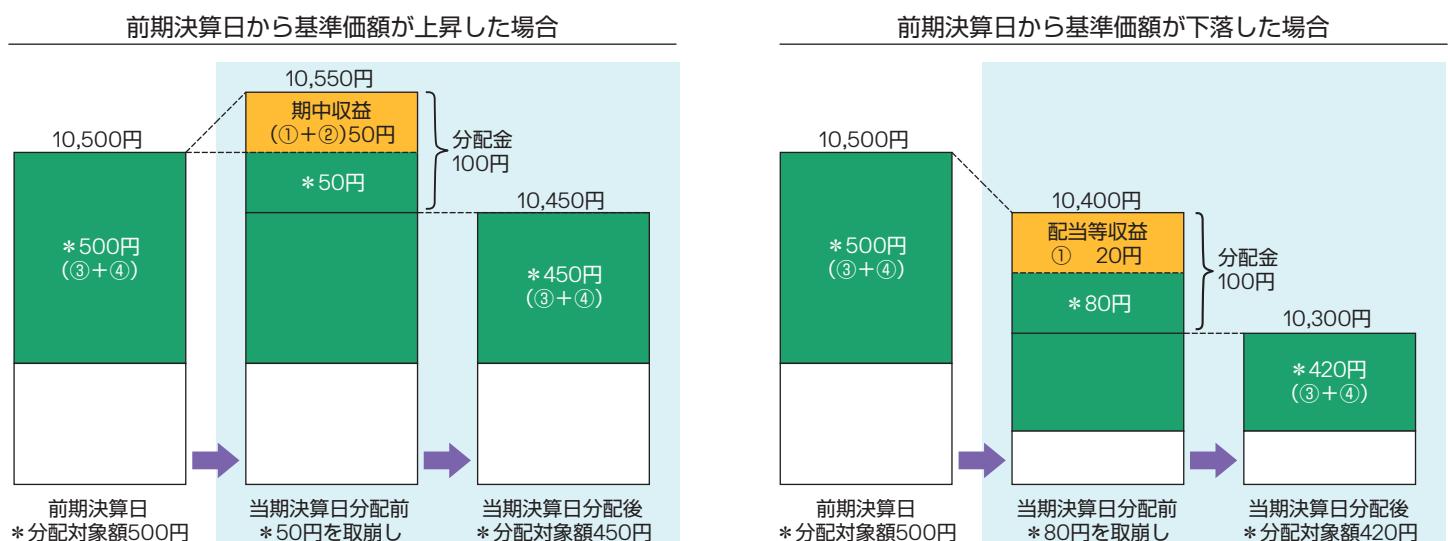


- 分配金は、決算期中に発生した収益(経費^{※1}控除後の配当等収益および有価証券の売買益^{※2})を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも決算期中におけるファンドの収益率を示すものではありません。

*1 運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料をいいます。

*2 評価益を含みます。

決算期中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の有価証券の売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

※上記はイメージであり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

2. 投資リスク

**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
投資信託は元本保証のない金融商品です。投資信託は預貯金と異なります。**

基準価額の変動要因

ファンドは、主に新興国の債券およびBRICS5の株式に投資しますので、以下のような要因の影響により基準価額が変動し、下落した場合は、損失を被ることがあります。

カントリーリスク	投資対象国は新興国であることから以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。 <ul style="list-style-type: none">●先進国と比較して一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、有価証券や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。●有価証券・通貨市場の規模が小さく流動性が低いため、有価証券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。●先進国と比較して法規制の制度や社会基盤が未整備で、情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なること、政府当局による一方的な規制導入もあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。●税制が先進国と異なる面がある場合や、一方的な税制の変更や新税制の適用がある場合があります。
為替変動リスク	ファンドは、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動により投資資産の価値が変動します。
信用リスク	債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落することがあります。また、当該債券の価格は、格付の変更によっても変動・下落することがあります。
金利変動リスク	金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。
株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受け、変動することがあります。
デリバティブ取引のリスク	ファンドは、直物為替先渡(NDF)取引等のデリバティブ取引を用いる場合があります。デリバティブ取引は、その他の投資手段と比較して、金利、為替相場等の変動に対してより大きく価格が変動・下落することがあります。

ボンドコネクト*のリスク

ファンドは、ボンドコネクトを通じて中国本土で発行された債券へ投資する場合があります。当該投資には以下のようなリスクがあり、その影響を受け投資資産の価値が変動する可能性があります。

- 法規制の変更や取引上の制約により、取引相手方にかかるリスクが増大する可能性があります。
- 現時点の規則や法規制が変更される可能性や、その変更が過去に遡って適用される可能性があります。
- ボンドコネクトを通じて行う取引は、中国本土および香港の投資家保護制度のいずれにおいても保護されません。
- ボンドコネクトは、中国・香港双方の債券市場の営業日であって、かつ取引の決済日が中国・香港双方の銀行の営業日となる場合のみ運営されます。それによりファンドは、希望する時点や価格で債券の売買ができないことがあります。

*本書において、「中国・香港債券相互取引制度」を「ボンドコネクト」といいます。

「ボンドコネクト」により、ファンドを含む外国の投資家は、中国本土の銀行間債券市場における売買を、香港の証券会社を通じて行うことができます。

上記は、ファンドにおける基準価額の変動要因のすべてではなく、他の要因も影響することがあります。

その他の留意点

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

ファンドの流動性リスクは、以下のような状況で顕在化する可能性があります。

- 取引金額が大きい場合
- 市場が極端な状況にある場合
- 通常とは異なる市場環境にある場合
- 通常以上に多額の換金申し込みがあった場合
- 投資家による市場見通しが悪化した場合
- 取引所、政府または監督当局により取引を停止または制限される場合
- 特定の期間において経済状況、市況または政情の悪材料が生じた場合
- その他の制御不能な状況が生じた場合

ファンドの流動性リスクが顕在化した場合、ファンドの基準価額が下がること、ファンドが他の投資機会を活用できなくなること、またはファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないことがあります。

リスクの管理体制

委託会社のグループ内の他の会社においてファンドにつき、運用委託先においてマザーファンドにつき、運用部門から独立した部門が以下に掲げるリスク管理を行います。

- 運用成果や、リスク水準の妥当性のチェック

委託会社においてファンドにつき、運用委託先においてマザーファンドにつき、運用部門から独立した部門が以下に掲げる事項(委託会社においては①を除きます。)、その他のリスク管理を行います。

- ①取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- ②投資方針、投資範囲、投資制限等(各マザーファンドへの投資配分にかかる投資制限を含みます。)の遵守状況のチェック

流動性リスクについては、委託会社およびそのグループ内の他の会社で、手順書等に基づきチェックや管理、検証等を行います。

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

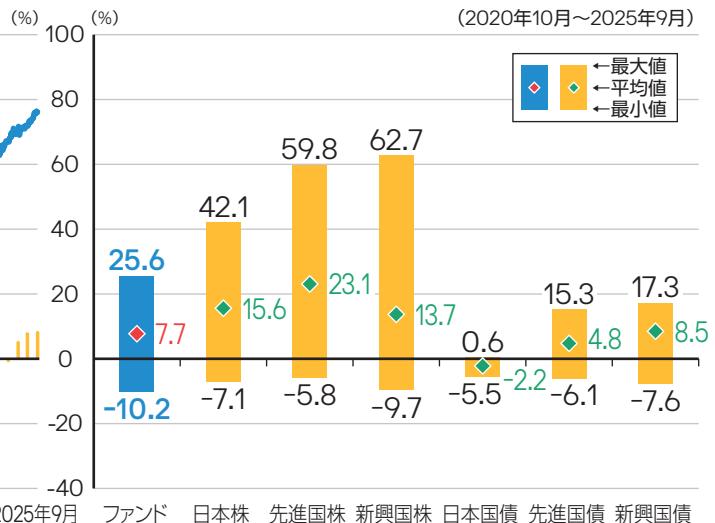
＜ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移＞

2020年10月～2025年9月の5年間における、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。



＜ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較＞

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指標の指標の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指標

日本株…TOPIX(配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ指標(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI(国債)

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注)海外の指標は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指標(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指標およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は如何保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指標(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指標(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指標で、当該指標に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成績等に関する一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

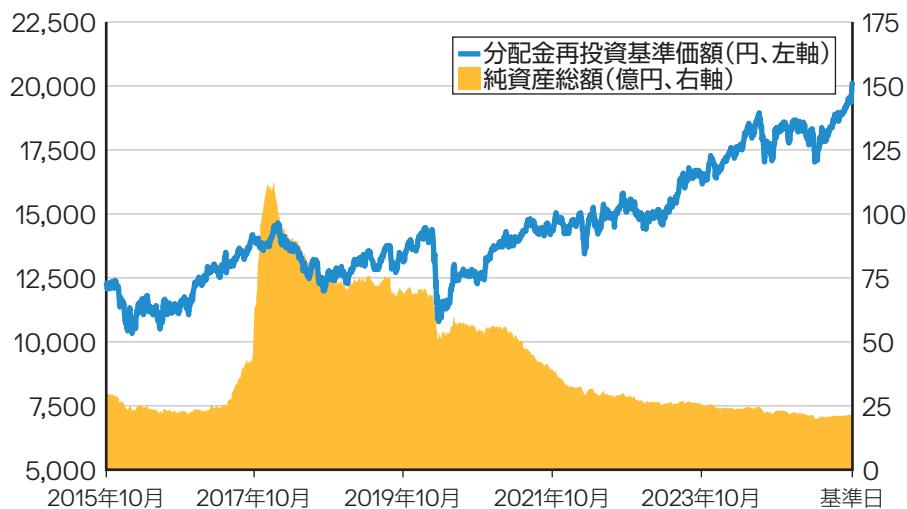
3. 運用実績

最新の運用実績は、委託会社ホームページ(am.jpmorgan.com/jp)、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2025年10月10日	設定日	2009年10月30日
純資産総額	22億円	決算回数	年12回

JPM新興国毎月決算ファンド

基準価額・純資産の推移



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

*分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

ポートフォリオの構成状況

資産の種類	投資比率 ^{※1}
GIM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)	74.4%
GIM-BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)	25.7%
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-0.1%
合計(純資産総額)	100.0%

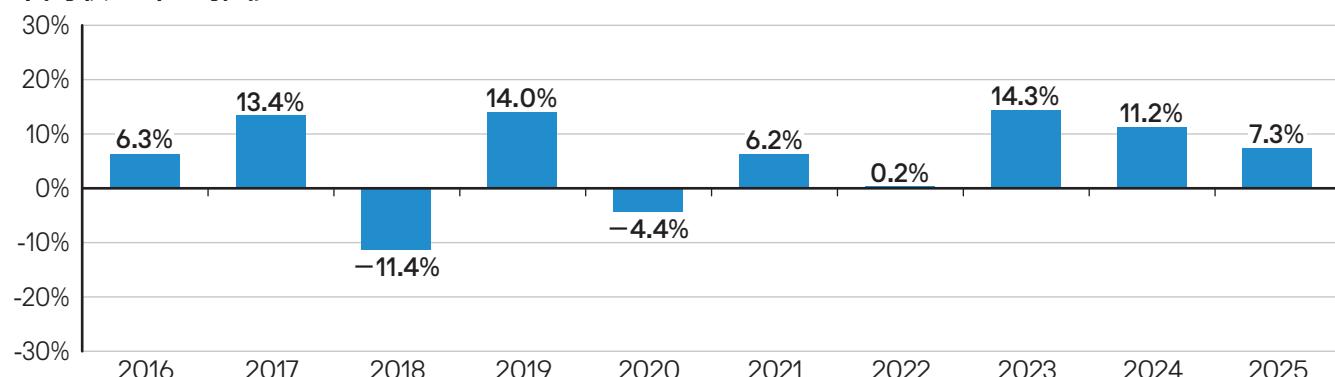
国(地域)別構成状況

投資国/地域 ^{※2}	投資比率 ^{※3}
中国	44.1%
南アフリカ	9.5%
ブラジル	8.3%
インド	5.6%
メキシコ	4.6%
その他	24.6%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 ^{※3}
オフショア元	37.9%
南アフリカランド	9.5%
ブラジルレアル	7.3%
香港ドル	6.0%
インドルピー	4.9%
その他	31.1%

年間收益率の推移



*年間收益率(%) = {(年末営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1} × 100

*2025年の年間收益率は前年末営業日から2025年10月10日までのものです。

*ベンチマークは設定していません。

*当ページおよび次ページにおける「ファンド」は、JPM新興国毎月決算ファンドです。

上記において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および收益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※1 各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しています。

※2 各投資銘柄につき委託会社が判断した投資国/地域に基づいて分類しています。

※3 ファンドは各マザーファンドを通じて投資を行うため、各マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

組入上位銘柄

GIM新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

順位	銘柄名	種類	クーポン(%)	償還日	投資国/地域 ^{※1}	通貨	投資比率 ^{※2}
1	中国国債	国債証券	2.680	2030/5/21	中国	オフショア元	7.2%
2	中国国債	国債証券	3.270	2030/11/19	中国	オフショア元	6.5%
3	中国国債	国債証券	2.640	2028/1/15	中国	オフショア元	6.3%
4	中国国債	国債証券	2.270	2034/5/25	中国	オフショア元	5.3%
5	中国国債	国債証券	3.810	2050/9/14	中国	オフショア元	3.8%
6	メキシコ国債	国債証券	7.500	2033/5/26	メキシコ	メキシコペソ	1.9%
7	中国国債	国債証券	1.830	2035/8/25	中国	オフショア元	1.9%
8	中国国債	国債証券	3.530	2051/10/18	中国	オフショア元	1.8%
9	チェコ国債	国債証券	2.000	2033/10/13	チェコ	チェコクロナ	1.7%
10	マレーシア国債	国債証券	2.632	2031/4/15	マレーシア	マレーシアリンギット	1.5%

GIM・BRICS5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

順位	銘柄名	種類	投資国/地域 ^{※1}	通貨	業種	投資比率 ^{※2}
1	騰訊控股	株式	中国	香港ドル	メディア・娯楽	1.6%
2	ナスパーズ	株式	南アフリカ	南アフリカランド	一般消費財・サービス流通・小売り	1.4%
3	ゴールド・フィールズ	株式	南アフリカ	南アフリカランド	素材	1.2%
4	アリババグループ・ホールディング	株式	中国	香港ドル	一般消費財・サービス流通・小売り	1.1%
5	ブラジル石油公社	株式	ブラジル	ブラジルレアル	エネルギー	0.8%
6	イタウ	株式	ブラジル	ブラジルレアル	銀行	0.7%
7	リライアンス・インダストリーズ	株式	インド	インドルピー	エネルギー	0.6%
8	ヌー・ホールディングス(ケイマン諸島)	株式	ブラジル	米ドル	銀行	0.6%
9	アブサ・グループ	株式	南アフリカ	南アフリカランド	銀行	0.6%
10	ファーストランド	株式	南アフリカ	南アフリカランド	金融サービス	0.6%

上記において、投資比率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※1 各投資銘柄につき委託会社が判断した投資国/地域に基づいて分類しています。

※2 ファンドは各マザーファンドを通じて投資を行うため、各マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。ただし、分配金再投資コース*において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。 *収益分配がなされた場合、税金を差し引いた後の収益分配金がファンドに再投資される申込方法です。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までに購入代金を当該販売会社にお支払いいただきます。 (購入代金=購入価額×購入口数+購入時手数料(税込))
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。 換金時に手数料はかかりません。
換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社においてお支払いいたします。
申込受付中止日	米国の銀行休業日には、購入・換金申込みの受付は行いません。 (注)申込受付中止日については販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものと当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2025年6月11日から2026年6月10日までとします。 上記期間は、その満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	以下の事情により基準価額が確定できない場合は、購入・換金申込みの受付を中止することがあり、また既に受け付けられた購入・換金申込みの取消しができることがあります。 ・有価証券取引市場における取引の停止 ・外国為替取引の停止 ・その他やむを得ない事情
信託期間	無期限です。(設定日は2009年10月30日です。)
繰上償還	以下の場合には、ファンドが繰上償還されることがあります。 ・ファンドの受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると委託会社が認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月11日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	毎月の決算時に委託会社が分配額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払いを開始します。 分配金再投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料でファンドに再投資されます。
信託金の限度額	5,000億円です。
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	3月、9月の決算日毎および償還時に委託会社は、運用報告書(全体版)に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付等を行います。
課税関係	課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。 「公募株式投資信託」は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。このファンドは、NISAの対象ではありません。また、配当控除および益金不算入制度は適用されません。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 上記は2025年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

以下の費用を投資者にご負担いただきます。

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	手数料率は3.85%(税抜3.5%)を上限とします。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (購入時手数料=購入価額×購入口数×手数料率(税込)) 分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。 当該費用は、購入時におけるファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に対して0.1%を乗じて得た額が換金時に差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して年率1.9382%(税抜1.762%)がかかり、日々の基準価額に反映されます。 信託財産に日々費用計上し、決算日および償還日の翌営業日に信託財産中から支払います。 支払先の内訳は以下のとおりです。
(委託会社)	年率0.946%(税抜0.86%) 内、年率0.05%を投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として各マザーファンドの投資比率を決定する権限を委託する者に支払います。 また、所定の報酬対象期間の毎月末時点における、各マザーファンドの受益証券の時価総額を平均した額に、それぞれ以下の料率を乗じて、日割り計算した金額の合計額を投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として以下の各マザーファンドの運用委託先に支払います。 新興国債券マザーファンド 年率0.35% BRICS5株式マザーファンド 年率0.40%
(販売会社)	年率0.946%(税抜0.86%) 投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務等の対価 受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務等の対価
(受託会社)	年率0.0462%(税抜0.042%) 信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務等の対価

その他の費用・手数料	<p>1 以下の費用等が認識された時点で、ファンドの計理基準に従い、信託財産に計上されます。ただし、間接的にファンドが負担するものもあります。</p> <ul style="list-style-type: none">有価証券の取引等にかかる費用(当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。なお、その相当額が取引価格に含まれている場合があります。)外貨建資産の保管費用(当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。)信託財産に関する租税信託事務の処理に関する諸費用、その他ファンドの運用上必要な費用 <p>(注)上記1の費用等は、ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、また銘柄ごとに種類、金額および計算方法が異なっておりその概要を適切に記載することが困難なことから、具体的に記載していません。</p> <p>さらに、その合計額は、受益者がファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことがあります。</p> <p>2 純資産総額に対して年率0.022%(税抜0.02%)(上限)、または年間330万円(税抜300万円)のうちいずれか少ない額をファンド監査費用とみなし、そのみなし額を信託財産に日々計上します。</p> <p>(当該監査費用は、信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。)</p> <p>なお、上記1・2の費用等の詳細は、請求目論見書で確認することができます。</p>
------------	--

(注)上記における「税」は、消費税および地方消費税相当額です。

[税金]

- 税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人の投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して 20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
換 金 (解 約) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)

(注1)上記は、2025年10月末現在適用されるものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

(注2)外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(注3)法人の場合は上記とは異なります。

(注4)税金の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)にご確認されることをお勧めいたします。

(参考情報)ファンドの総経費率

ファンドの直近の運用報告書対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率(①)	その他費用の比率(②)
年率2.47%	年率1.95%	年率0.52%

対象期間:2025年3月12日～2025年9月11日

※総経費率は、期中の運用管理にかかった費用の総額を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した数値です。

※各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

